

第4章 副葬品出土位置の概要

1 副葬品出土位置の概要と保管状況

(1) 副葬品出土位置の概要

発掘報告によると、五條猫塚古墳出土遺物は墳頂部の開墾作業時における不時発見によるもの（調査前出土遺物）と、その後の発掘調査によって判明した竪穴式石槨内から出土したもの（石槨内出土遺物）と、発掘調査によって竪穴式石槨の横に設置された4個体の埴輪下から出土したもの（埴輪下出土遺物）の、三つに大別できる。調査前出土遺物の出土状況については、発掘報告に聞き取り調査の内容が記されているため、そのおおよその配置状況が復元可能であり、埴輪下出土遺物と一連のものとして埋納されていたと推測されている。

本報告においても、発掘報告での理解を踏襲し、調査前出土遺物は埴輪下出土遺物と一連で埋納されたものであり、竪穴式石槨内のものとは別に埋納されたものとする。ただし、それが副葬品専用の埋納施設であったのかそれとも人体埋葬をとまなう施設であったのか、さらには竪穴式石槨とは別の掘方を持つものであったのかそれとも同一墓壙の中に設置された施設であったのかは確定できないことは第3章で述べた通りである。

発掘報告において提示された出土品目録〔網干 1962 pp.35-37〕では、調査前出土遺物と石槨内出土遺物、埴輪下出土遺物を別個に集計しており、それは第1表のように整理できる。調査前出土遺物と埴輪下出土遺物を同一視して一連で扱っていないという報告者の姿勢には留意するとともに、出土状況を重視する姿勢として敬意を払う必要があるが、以下では、記述の煩雑さを避けるため、調査前出土遺物と埴輪下出土遺物を合わせて竪穴式石槨外出土遺物として記述する。なお、個々の品目の出土状況ならびに配置状況については、第5章・第6章で概略を述べる。

竪穴式石槨内からは埴製枕1点、漢式鏡（銅鏡：以下、括弧内表記は本報告における名称）1点、玻璃製小玉（玉類）3点、鹿角装刀子（刀子）片2点、鉄銚4点、罽（石突）1点、鉄鏃257点、眉庇付冑2点、短甲片2領分以上、頸甲1点、挂甲・籠手（小札群）各1点、竪形斧頭（斧）1点、不明鉄製具（鑿）1点が出土した。ただし、刀子については出土品目録では石槨内からの出土が記されるものの、発掘報告本文では石槨外からの出土のみとされるなど記述には若干の混乱がみられる。鉄鏃についても発掘報告本文では合計189点と読み取れる記述があり、数量には混乱がみられる。また、発掘報告における出土品目録では石槨内からいわゆる平根系鉄鏃は出土したとされており、調査所見においても平根系鉄鏃の出土は言及されていないが、発掘報告本文中では「石室内には細根式のものが多く」（p.68）とされており、平根系の出土が否定されていない点は注意が必要である。

竪穴式石槨外からは金銅竜文透彫鍔帯金具（金銅製龍文鍔帯金具）7点以上、金銅製三葉形文透彫鍔帯金具（金銅製三葉文鍔帯金具）3点、尾錠（錠具）1点、蛇尾2点、金銅金具（飾金具）若干、環頭剣1点、鉄鏃467点、眉庇付冑1点、挂甲（小札群）2点以上、籠手（小札群）1点、竪形斧頭（斧）5点、横形斧頭（手鎌）2点、鎌1点、鑿3点以上、大形鑿6点以上・小形鑿2点（合わせて鑿とした）、

1 副葬品出土位置の概要と保管状況

第1表 発掘報告における出土遺物の品目と出土点数

出土遺物	石柳内	石柳外			石柳内外計	出土遺物	石柳内	石柳外			石柳内外計			
		調査前	調査時	計				調査前	調査時	計				
埋葬用具	埴製枕	1			1	工具	縦形斧頭	1	5		5	6		
装身具	漢式鏡	1			1		横型斧頭		2			2	2	
	玻璃製小玉	3			3		鎌		1			1	1	
	金銅竜文透彫鍔帯金具		7以上		7以上		鑿		3以上			3以上	3以上	
	金銅三葉形文透彫鍔帯金具			3	3		大形鑿		6以上			6以上	6以上	
	尾錠			1	1		小形鑿		2			2	2	
	蛇尾		1	1	2		2	鉞		4以上			4以上	4以上
	金銅金具		若干		若干		若干	鉗		2			2	2
攻撃用武器	環頭剣		1		1		1	鎚頭		3			3	3
	鹿角装刀子	破片2	3		3		5	鑿		1			1	1
	鉄鉞	4					4	砥石		6			6	6
	鐔	1					1	不明鉄製具	不明鉄製具	1				1
	細根鉄鏃	257	367		367		624		箆形鉄製具		2			2
	大形平根鉄鏃			7	7		7	埴輪	円筒埴輪			98	98	98
平根鉄鏃		23	70	93	93	家形埴輪				2以上(破片)	2以上(破片)	2		
防禦用武器	四方白鉄地金銅装眉庇付冑	1	1		1	2	蓋形埴輪				1(破片)	1(破片)	1	
	鉄地金銅装眉庇付冑	1				1	不明埴輪				2以上	2以上	2以上	
	同 破片	若干				若干	註) 一覧の遺物名の表記においては、原則として発掘報告における用字法にならった。ただし、鉄地金銅装頸鏡については、発掘報告中には鉄地金銅装頸鏡「鏡」と表記されており、明らかな誤字と判断したため、修正した。 各遺物と本報告における名称との対応については第2表ならびに第5章・第6章で改めて提示している。							
	短甲片	2以上				2以上								
	挂甲	1	1以上	1	2以上	3以上								
	鉄地金銅装頸鏡	完1破3				4								
	籠手	1	1		1	2								

鉞4点以上、鉗（鉄鉗）2点、鎚頭3点、鑿（鉄床）1点、砥石6点、箆形鉄製具（鉞）2点が出土した。

このほか埴輪からは家形埴輪2個体分以上が出土した。また、詳細な出土地点は不明だが、蓋形埴輪や花顔形円筒埴輪（朝顔形埴輪）片などが出土した。なお、発掘報告における出土品目録に記された円筒埴輪98点は、発掘報告本文において発掘調査によって原位置で検出した円筒埴輪の総量と記されており、取り上げられた個体数ではない。第8章で報告するように、現在保管されている遺物中にも円筒埴輪が存在するが、検出された円筒埴輪の98点のうちどの個体に相当するのかは記されていない。ただし、埴丘に据えられていた円筒埴輪については埋め戻したとする記述もあるので、副葬品の検出のために確実に取り上げられたであろう埴輪の4個体の埴輪に該当する可能性が高い。

上記の出土遺物のうち、特に副葬品については単一の古墳出土遺物としてはかなりの量に上る。また、いわゆる蒙古鉢形眉庇付冑を始めとする金銅装の眉庇付冑と頸甲、帯金具や飾金具といった金工品、日本列島初期の小札甲、鉄鉗・鉄鎚・鉄床・鑿・砥石という稀有な工具のセットがみられるなど、質・量ともに古墳時代中期を代表する副葬品構成であったことがわかる。金銅装の眉庇付冑2点と金銅装頸甲が含まれるなど石柳内出土遺物にも注目すべき点が多いが、いわゆる蒙古鉢形眉庇付冑や帯金具、

小札甲、鉄鉗・鋤頭・鉄床などの工具、漁具といった類例の少ない特殊な品目が石槨外に集中的に埋納されたことは、五條猫塚古墳の性格を考える上でも注目できる。

また、円筒埴輪については、検出した総点数を考えるならば取り上げられた個体数はごく限られた一部のものであるため全貌は不明といわざるを得ないが、埴頂部周縁と埴丘裾を隙間なく囲む円筒埴輪列の存在が明らかになっており、埴丘の外表施設についても注目すべきものがある。

(2) 出土遺物の保管状況と整理作業の手順

出土遺物は、今回の再整理作業開始前にはGN 1-1などといったラベルが貼られた多様な箱に収められて管理されていた。GNは五條猫塚の略記号と考えられる。遺物を収蔵する箱には眉庇付冑のように単独の遺物が収められたものもある一方で、鉄鏃や小札群などのように同一の箱に多量に収められているものもあるが、基本的に同一の箱には同一品目と認定されたものが収められていたとみられる。ただし、のちにX線画像撮影を含む検討を進めた結果、例えば鉄鏃が収められた箱内に農工具片が混入している状況などもいくらかみられた。これらについては、意識的というよりは肉眼観察のみによる品目同定の限界ゆえに生じた事象と考えられる。また、特に鉄鏃を収納した箱を中心として、「内攪乱」や「石室西端第1群」といったラベルが入れられているものがあるなど、一部のものについては箱ごとに出土位置の情報が付加されていた。

遺物の中には土落しが不十分で資料の器種同定が困難なものがある一方で、眉庇付冑1点(冑1)・鉄鉗・鋤頭・鉄床・鑿・銚などすでに保存処理済みのものもあった。第1章でも述べたように、今回の再整理・再報告作業においては、可能な限り多くの資料についてX線画像撮影を含む再検討をおこない、再実測を進めた上で実測図・写真・X線画像を提示することを目的とした。そのため、資料の状態に関係なく全ての資料について、現状での保管状況の記録を残しつつ、資料の現状を把握する作業から着手することとした。

具体的には、収蔵されていた箱に記載されたラベル番号に加えて、個々の遺物に対してGN 1-1-1などと枝番号を与えることで、個々の遺物として管理しつつも当初の収蔵状況に戻すことができるように配慮した。そうして個別に番号を付与し、品目と概数を把握したのちに、X線画像撮影と実物の検討を進めた。その結果、鋸やヤスなど、発掘報告に記載されていない新たな品目の存在が明らかとなり、さらに鋤や鑿など発掘報告に記載された点数以上に存在するものがあることも明らかとなった。

X線画像の撮影と土落しや再検討の進展過程で、新たに接合関係が判明したものも多くあり、発掘報告の段階において認識されていた遺物についても品目と点数の再確認が必要となった。そのため、改めて全ての品目と数量の再精査を進めた上で、石槨内出土遺物と石槨外出土遺物の区別を確定する必要性が強く認識された。なお、X線画像撮影後に新たに接合関係が判明したものについては、できるだけ多くの資料で改めてX線画像を撮影するように心掛けたが、一部の遺物については作業期間の限界から画像上で合成を試みたものもある。

2 副葬品出土位置の認定方法

(1) 作業方針

上記のように、整理作業の進展にともない、改めて出土遺物の品目と点数、出土位置の確定が必要なることが明らかとなった。それらの作業のうち、出土位置の確定にあたっては、困難を極めたものも多くある。先に遺物が収められた箱には「石室西端第1群」などといったラベルが入れられたものがあることを述べたが、そういった出土位置を示すラベルなどが箱に入れられていたものはごく一部に限られたためである。また、報告書の体裁として出土品目とそれぞれの出土位置を参照できるようにすることが重要と考えたため、新たに存在が判明した品目が収められていた箱の中にも出土位置を示すラベルがともなわないものがあつたことは、個々の遺物の出土位置を認定する作業が必須であることを改めて認識させた。

そこで再整理作業ならびに再報告作業においては、以下に記述するいくつかの手順を経ることで、個々の遺物の出土位置を認定する作業を進めた。遺物の出土位置認定作業においては第一に発掘報告に掲載された出土位置に関する情報との対照作業から進めた。具体的には、

1. 発掘報告に実測図や写真が掲載されたものと、現物を対照する。
2. 実測図や写真の掲載はないものの、出土状況図や出土状況写真から出土位置が確定できるものと、現物を対照する。
3. 個別の遺物としては実測図や写真の掲載はないものの、同一品目の出土位置と出土点数が報告されているため、それらとの比較から、品目としてまとめて出土位置を確定する。

の3点を第一の指標として同定作業を進め、出土位置の確定を進めた。

上記の発掘報告に記載された情報から出土位置を確定した遺物は、埴製枕や銅鏡、眉庇付冑、短甲、頸甲、帯金具、飾金具、環頭剣、鉄鉗・鋌頭・鉄床・鑿などの工具、銚などがある。また、斧や鎌、手鎌といった一部の農工具も確定できた。さらに、実測図や写真と現物の照合が可能であった一部の小札群や鉄鏃についても出土位置が確定できた。

(2) 保管状況に基づく出土位置の認定

以上のように発掘報告に記載された情報から個々の遺物の出土位置認定作業を進めたが、小札群や鉄鏃、農工具については同形態のもの出土点数が多いため、発掘報告に実測図や写真が掲載された数が一部に限られてしまっており、上記1～3の作業を経ても出土地点が確定できなかったものが多く残ることとなった。また、新たに出土が判明した品目についても上記の方法によっては出土位置を確定できなかった。そのため、発掘報告に記載された情報から出土位置を認定していく方法に加えて、現状での保管状況からの類推を加えることでさらに出土位置の認定作業を進めることとした。

先述の通り、遺物が収蔵された箱の中には「内西攪乱」や「石室西端第1群」と記載されたラベルが入れられたものがあつたため、そういった箱の中に収められたものについては一括して出土位置を確定できた。一方で、そういったラベルが入れられていない箱に収められた遺物についても上記1～3の作業を経ることで出土位置を確定できたものがあつたが、それらの出土位置を確定できた遺物をみる限



第9図 出土遺物の保管状況

り、基本的に同一の箱に収められたものでは石槨内出土遺物と石槨外出土遺物が混在する状況はみられないことが判明した。以上から、小分けにされた箱とそこに収められた遺物は、それぞれの出土地点の区別をもとに、発掘報告とその後の収蔵過程で認識されていた遺物の品目ごとにまとめて収められたものであるとの結論に至った。

次に問題となったのはその小分けにされた箱に記載されたGN1-1などといった番号の意味である。それらの箱の番号については、例えばGN1-1の箱などは複数あり、それぞれの番号が単一の箱の整理番号ではないことは明らかであった。そこで出土位置を判別できた複数の箱に記載された箱番号を比較したところ、原則として特定の番号が記載された箱については、それが複数ある場合にも全て同一の出土位置のものに限定されるということが判明した。すなわち、GNから始まる箱番号については、石槨内・石槨外の出土位置の区別を前提として番号が振られたものと想定した。

そのため、発掘報告に記載された情報や出土位置に関する情報が書かれたラベルなどにより、特定の箱番号について一箱でも出土位置を確定できた場合、ほかの同じ箱番号の品目についても同一の出土位置のものとして想定できるとの判断に至った。これらの想定にしたがい、上記の1～3の手順に加えて、以下の手順で出土位置の認定作業を進めた。

4. 1～3の手順で出土位置を確定できた遺物が入っている箱については、同じ箱に入れられたほかの遺物も全て出土位置が同じものとみなし、それぞれの箱について石槨内・石槨外のどちらの出土遺物を収めた箱であるのかを確定する。
5. 4で確定した箱ごとの出土位置の弁別に基づき、箱番号ごとに石槨内・石槨外の弁別をおこない同一の箱番号においては出土位置が混在しないことを確認する。
6. 1～3の手順で出土位置を確定できた遺物が含まれない箱についても、箱番号が同じものについては同じ出土地点と推断する。

(3) 個々の遺物の認定点数

上記の1～6の手順により、かなり多くの遺物について出土位置の認定が可能となった。基本的に今回の報告で示した各遺物の出土位置は上記の手順によって認定したものである。これらの作業により、以下のように各品目の出土位置・出土点数の認識が改まった。

2 副葬品出土位置の認定方法

第2表 五條猫塚古墳出土遺物一覧

品目	石槨内	石槨外	出土位置不明	石槨内外合計	墳丘	出土位置認定の根拠	お発掘する報告称に	お発掘する報告に点数に		
埴製枕	1			1		1	埴製枕	1		
銅鏡	1			1		1	漢式鏡	1		
玉類	現物なし			現物なし		—	玻璃製小玉	3		
武器	眉庇付冑	2	1	3		1	四方白鉄地金銅装眉庇付冑	1		
							鉄地金銅装眉庇付冑	1		
							同 破片	若干		
								四方白鉄地金銅装眉庇付冑	1	
	鍔	2	1		3		1	鍔	2	
	短甲	2			2		1・2	短甲片	2	
	頸甲	1			1		1	鉄地金銅装頸鎧	完1 破3	
	肩甲	1			1		1	—	—	
	小札群			一式以上	多数	多数		1・3	挂甲	1
		篠状鉄札	8片					1・3	籠手	1
		方頭小札	2片					1・3	籠手	1
		脛当		一式以上		一式以上		1・3	籠手	1
	帯金具	金銅製龍文鍔帯金具		9以上		9以上		1	金銅竜文透彫鍔帯金具	7以上
		金銅製三葉文鍔帯金具		3以上		3以上		1	金銅三葉形文透彫鍔帯金具	3
	飾金具		一式		一式		1・3	金銅金具	若干	
蛇尾		3		3		1・3	蛇尾	2		
鉸具		2		2		1・3	尾錠	1		
武器	鉄鏃	177以上	367以上	544以上		1・2・3・6	細根鉄鏃	624		
							大形平根鉄鏃	7		
							平根鉄鏃	93		
	刀剣	3以上	1		4以上		1・6	環頭剣	1	
	鉄鉾	4			4		1	鉄鉾	4	
石突	1			1		1	罽	1		

品目	石槨内	石槨外	出土位置不明	石槨内外合計	墳丘	出土位置 認定の根拠		お発掘報告に おける名称	お発掘報告に おける点数
農工漁具	鍬・鋤先		2以上		2以上		1	—	—
	鎌		1		1		1	鎌	1
	手鎌		2		2		1	横形斧頭	2
	斧	1	5		6		1	縦形斧頭	5
	鑿	1	8以上		9以上		1・6	鑿	3以上
	鋸		3		3		6	—	—
	鉈	1	6以上		7以上		1・6	鉈	4以上
	刀子	3	7以上		10以上		1・6	鹿角装刀子	3
	ヤスリ状鉄器		4		4		6	—	—
	鉄鉗		2		2		1	鉗	2
	鋤頭		3		3		1	鋤頭	3
	鉄床		1		1		1	鑽	1
	鑿		9		9		1	大形鑿	6以上
								小型鑿	2
	耳搔き状鉄製品		5		5		6	—	—
	ヤス		5片		5片		6	—	—
	銚		2		2		1	箆形鉄製具	2
砥石		6		6		1	砥石	6	
不明鉄製品	1	12		13		6	—	—	
埴輪	円筒埴輪				4以上	4以上		円筒埴輪	98(註)
	朝顔形埴輪				2片	2片		不明形象埴輪	1
	家形埴輪				2以上	2以上		家形埴輪	2以上(破片)
	冢形埴輪				2片	2片		—	—
	樋形土製品				1片	1片		不明形象埴輪	1
	蓋形埴輪					現物なし	現物なし	蓋形埴輪	1(破片)

(註) 円筒埴輪の点数は発掘調査時の検出総数

2 副葬品出土位置の認定方法

鉄鏃では、上記の方法でほぼ全ての個体の出土位置を確定できた。ただし、ごく僅かに出土位置を確定できない資料が残ったが、発掘報告を参照することで形式から出土位置ごとに弁別が可能なものがあるため、最終的には石槨内・石槨外出土形式の違いも出土位置の判別のために参照した。鉄鏃は発掘報告では石槨内出土 257 点、石槨外出土 467 点とされていたが、原則として鏃身部の点数を計測した結果、石槨内出土 177 点以上、石槨外出土 367 点以上という結論に至った。

刀剣は石槨外から環頭剣 1 点の出土が報告されていたが、石槨内出土品として新たに刀剣 3 点以上を認定した。ほかにも武具としては蛇尾 3 点、鉸具 2 点となりそれぞれ 1 点ずつ増加している。

農工漁具では各品目で出土点数の増加はあったものの、基本的に発掘報告で記載された石槨内・石槨外の品目の区別を踏襲する結果となった。ただし、発掘報告では石槨内からは鉈の出土は報告されていないが、石槨内出土遺物として鉈 1 点を新たに見出した。なお、鍬・鋤先 2 点以上、鋸 3 点、耳搔き状鉄製品 5 点、ヤス 5 片については発掘報告には出土が記載されておらず、今回の再整理で新たに出土が判明した品目であるが、それらは収納されていた箱からいずれも石槨外の出土と判断した。また、石槨外からは鑿 3 点以上、鉈 4 点以上、刀子 3 点、鑿合計 8 点以上の出土が報告されていたが、その点数も鑿 8 点以上、鉈 6 点以上、刀子 7 点以上、鑿 9 点と増加している。

以上のように、鉄鏃・農工漁具については基本的にほぼ全ての遺物について出土位置を推断することができた。しかしその一方で、小札群については確定が困難なものが非常に多く残ることとなった。その原因としては、第一に、小札群についてはほかの遺物と比較して、個々の遺物の形態がそれぞれ非常に類似したものが多く、発掘報告に掲載された出土状況図や写真と現存する小札を対照するのが非常に困難であった点があげられる。また、発掘報告に実測図や写真が掲載された点数が、出土点数全体からすれば鉄鏃などよりもずっと少ないため、発掘報告をもとに出土位置を確定できるものの母数が当初から少なかった点もあげられる。そのため小札が収められた個々の箱については、出土位置を確定できないものが多く残るといった結果が生じた。さらに、小札を収納していた箱に記された GN 箱番号については小札のみに与えられた番号が多くあり、出土位置を確定できたほかの品目と比較することができなかったというのも一因としてあげられる。

その結果、小札群については多くの点数を実測し写真撮影することで資料化を果たしたものの、出土位置を確定できないものが多く残るといった事態が生じてしまった。図化した点数は鏽着したもののまとめ 1 点と数えると合計 588 点に上ったが、そのうち出土位置を確定できたものは、石槨内出土のものでは籠手として報告された篠状鉄札 8 点、方頭小札 2 点、石槨外出土のものとしては 322 点に留まり、256 点については図化・掲載したものの最終的に出土位置を確定できなかった。今後は、発掘報告のさらなる読み込みはもとより、遺物に対する詳細な分析に基づいて本来の小札甲や付属具としての形態復元といった視点も導入することで、今回は出土位置を認定できなかったものについても出土位置の確定作業を進めていくことが必要である。

以上から、次章以降の報告においては、第 5 章で竪穴式石槨内出土の遺物を、第 6 章で竪穴式石槨外出土の遺物を報告し、第 7 章として出土位置を確定できなかった小札群を報告することとする。

五條猫塚古墳出土遺物一覧と出土位置認定の手順、発掘報告との対応を第 2 表にあげる。(川畑 純)

五條猫塚古墳の研究

報告編

発行年月日 2014（平成26）年3月31日

発行 奈良国立博物館
〒630-8213 奈良市登大路町50番地
TEL 0742-22-7771

印刷 株式会社 天理時報社
〒632-0083 天理市稲葉町80番地